

文教民生委員会 会議記録

- 1 期 日 令和7年12月15日（月）
午前9時25分 開会
午前11時23分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 石田 清
副委員長 小森 弘詞
委員 岡本 昭治、北原 大策、
谷出 裕子、中尾 浩二、
義本 みどり
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主 幹 中川 光典
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長 石田 清

文教民生委員会・分科会次第

日時：2025年12月15日（月）9:30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめ

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(3) 閉会中の継続審査の申し出について

(4) 管外視察研修について

ア 日程 月 日（ ）～ 月 日（ ）

イ 内容

(5) その他

4 報告事項

(1) 損害賠償請求事件の判決について（高年介護課）

(2) 豊岡市地域医療計画について（健康増進課）

5 閉 会

令和7年第7回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 報告第18号 専決処分したものの承認を求めることについて
専決第11号 損害賠償の額を定めることについて
第97号議案 豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について
第107号議案 豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について
第117号議案 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第118号議案 豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
第119号議案 豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第120号議案 豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
第122号議案 令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
第123号議案 令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
第124号議案 令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
第125号議案 令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 第121号議案 令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）

文教民生委員会名簿

2025. 12. 15

【委員】

職名	氏名
委員長	石田 清
副委員長	小森 弘詞
委員	岡本 昭治
委員	北原 大策
委員	谷出 裕子
委員	中尾 浩二
委員	義本 みどり

7名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
くらし創造部 生活環境課長	和田 哲也	こども未来部 こども未来部長	小野 弘順
生活環境課参事	小崎 新子	こども未来課長	若森和歌子
市民部 市民部長	植田 教夫	こども未来課参事	丸谷 祐二
窓口サービス課長	谷垣 卓宏	部次長兼 こども支援課長	吉本 努
国保・年金課長	坪内 淳子	観光文化部 観光文化部長	太田垣健二
城崎振興局 市民福祉課長	恵後原博美	文化・スポーツ振興課長	原田 泰三
竹野振興局 市民福祉課長	大谷 賢司	文化・スポーツ振興課参事	福井 孝道
日高振興局 局参事兼市民福祉課長	山口 繁樹	文化・スポーツ振興課参事	小川 一昭
出石振興局 市民福祉課長	成田 和博	文化・スポーツ振興課参事	武縄 真明
但東振興局 市民福祉課長	松井 郁子	文化・スポーツ振興課参事	吉岡 和彦
		部次長兼 新文化会館整備推進室長	村田 一紀

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部 健康福祉部長	原田 政彦	教育委員会 教育次長	永井 義久
健康福祉部参事	若森 洋崇	教育総務課長	川崎 智朗
社会福祉課長	梶原 博和	教育総務課参事	旭 和則
社会福祉課参事	神谷 謙二	教育総務課参事	本庄 昇
部次長兼 高年介護課長	定元 秀之	教育施設課長	谷口 祥規
高年介護課参事	木内 純子	教育施設課参事	加藤 哲夫
高年介護課参事	玉島 正雄	学校教育課長	寺坂 浩司
福祉監査課長	橋本 明宏	学校教育課参事	吉谷 孝憲
健康増進課長	宮野 千晶	学校教育課参事	服部 隆
健康増進課参事	武田 満之	幼児育成課長	向原 芳江
健康増進課参事	澤口久美子	幼児育成課参事	三輪 純子

【事務局】

43名

職名	氏名
議会事務局主幹	中川 光典

合計 51名

午前9時25分開会

○委員長（石田 清） ただいまから文教民生委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。

本日は、議案12件の審査を行います。

また、健康福祉部から2件の報告を受けます。

なお、一般会計に関する予算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。

したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適宜切り替えて行いますので、ご協力をお願いします。

着席させていただきます。

これより協議事項（1）、これですね、委員会・分科会次第の中にあります協議事項（1）、付託・分担案件の審査に入ります。

委員の皆さんは、Side Booksの上のフォルダー、文教民生委員会2025、12月15の中に配信しております委員会資料の2ページ、議案付託・分科会分担表をご覧ください。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案のうち、報告第18号、専決第11号から第120号議案までの説明、質疑、討論、表決を行い、次に、当分科会に分担された第121号議案についての賛否の確認を行い、その後、残りの第122号議案からの委員会審査を行います。

次に、報告事項を挟み、続いて、委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな審議進行にご協力をお願いいたします。

また、発言は、委員長指名の後、必ず課名と名字をお願いします。

それでは、まず、報告第18号、専決したものの承認を求めることについて、専決第11号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

幼児育成課、向原課長、どうぞ。

○幼児育成課長（向原 芳江） 議案書の9ページをご覧ください。報告第18号、専決処分したものの承認を求めることについてご説明いたします。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、同法の規定により議会へ報告し、承認をお願いするものです。

11ページをご覧ください。専決第11号、損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

本件は、令和7年9月9日、午後3時50分頃、市役所本庁舎北駐車場で発生しました物損事故について、令和7年11月14日付で専決処分したものでございます。損害賠償額は57万6,718円であり、相手方及び事故の概要につきましては記載のとおりでございます。

概要について、もう少し詳しく説明いたします。幼児育成課職員が公用車に荷物を積み込むために北駐車場で停車した際に、別職員が車両のバックドアを開けたため、とっさに後方の安全確認をしようとした。その際、ギアがパーキングに入っておらず、ゆっくり前進したことに慌て、アクセルとブレーキを踏み間違い、前方に駐車中の相手方車両に衝突し、損害を与えたものです。幸い、相手方車両には、乗車している方はいませんでした。

今回の事故は、運転者の運転操作の誤りによる事故です。幼児育成課職員は、学校園や放課後児童クラブを訪問するなど、日々公用車で出かけています。事故後、直ちに状況や原因について情報共有を図り、安全運転の徹底について、改めて周知を行ったところです。今後も常に安全意識を持ち、集中して運転することで交通事故の予防に努めてまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石田 清) お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石田 清) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号、専決第11号は、承認すべきものと決定しました。

次に、第97号議案、豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

社会福祉課、梶原課長。

○社会福祉課長(梶原 博和) それでは、議案書の49ページをご覧ください。(発言する者あり)

○委員長(石田 清) よろしいか。

どうぞ。

○社会福祉課長(梶原 博和) 第97号議案になります。第97号議案、豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更についてにつきましては、令和6年12月25日に議決のありました第93号議案に係る指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものになります。

豊岡市立但東健康福祉センターにつきましては、昨年度、施設の活用策の結論が出ていなかったため、指定管理期間を1年間延長して、今年度末までの指定管理期間としていましたが、同施設を含めました但東庁舎周辺の公共施設の在り方につきまして、地域住民と共に検討していくこととしたため、指定期間を1年延長し、令和9年3月31日までとするものになります。

なお、公の施設の概要等につきまして、51ページ以降に添付しておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○委員長(石田 清) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石田 清) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石田 清) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石田 清) 異議なしと認めます。よって、第97号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第107号議案、豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、武田参事。

○健康増進課参事(武田 満之) 99ページをご覧ください。第107号議案、豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、豊岡市立国民健康保険資母診療所及び豊岡市立診療所の往診または訪問診療に係る自動車使用料及び診断書等の交付に係る手数料を引き上げるため、また、豊岡市立休日急病診療所及び豊岡市立但東歯科診療所の診断書等の交付に係る手数料を引き上げるため、所定の改正を行うものです。

内容につきましては、条例案要綱により説明いたしますので、103ページをご覧ください。

まず、改正条例の第1条、第2条で、豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例で規定する往診または訪問診療に係る自動車使用料及び診断書等の交付に係る手数料の引上げの改正を行うものとしています。

次に、改正条例第3条、第4条で、豊岡市立休日急病診療所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例で規定する診断書等の交付に係る手数料の引上げの改正を行うものとしています。

具体的に、自動車使用料の額につきましては、片道の使用距離が2キロメートル以下の場合は300円とし、当該距離が2キロメートルを超える場合は、300円にその超える距離、2キロメートルま

でごとに100円を加算した額とします。

また、診断書等の交付に係る手数料の額につきましては、全ての文書において、1通当たり5%程度引き上げるものとします。

附則で、この条例の施行期日を令和8年4月1日からとしています。

また、経過措置として、改正後の往診等自動車使用料は、条例施行後の往診等に適用し、同日前に受けた往診等に係る自動車使用料は、従前の例によることとし、同様に、改正後の診断書等の手数料は、条例施行後に申請を受ける診断書等に適用し、同日前に申請を受けた診断書等の手数料は、従前の例によることといたします。

なお、104ページから109ページに条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。
説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） すみません、ちょっと1点だけ確認をさせてください。

今の各料金の改定が示されてるんですけども、この改定率とか金額の基準っていうのは、どこかほかのところにあるものを適用してるのか、豊岡市だけが考えてるんかとか、その点だけちょっと確認させてください。

○委員長（石田 清） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） こちらにつきましては、基本的には車両を含まない燃料費とか、あとランニングコストに係るような費用ですね、そちらのほうは2019年度以降改正をしていないというようなことがありますして、そちらのほうの燃料とか、そういうような消耗品等の費用のほうが上がっているということで、距離1キロ当たり大体100円程度、金額はかかっているということで、そちらのほうを金額を上乗せさせていただいているというか、そちらの分を見ていただけるような形で今回改正をさせていただいております。

あと、交付に関係するものにつきましては、こち

らについても開所以来、交付の手数料というのは変えていないんですけども、人件費等が上がっているというような関係で、5%程度の料金の手数料の値上げをさせていただいております。

○委員長（石田 清） よろしいか。

○委員（岡本 昭治） よろしいです。

○委員長（石田 清） ほかに質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認めます。よって、第107号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案、豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課、川崎課長。

○教育総務課長（川崎 智朗） 183ページをご覧ください。第117号議案、豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、利用が少ない会議室を廃止するとともに、受益者負担の適正化等の観点から、視聴覚・講演室の使用区分を1時間単位に変更しようとするものでございます。

186ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正内容ですが、会議室を廃止するとともに、視聴覚・講演室の使用料について、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更し、冷暖房を使用する場合の加算額を含めることとしております。

2の附則において、この条例は、令和8年4月1日から施行すること及びこの条例の施行に係る経過措置を定めております。

187ページに新旧対照表を添付しております

ので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認めます。よって、第117号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第118号議案、豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育施設課、谷口課長。

○教育施設課長（谷口 祥規） 議案書の189ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

第118号議案、豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、小坂小学校と小野小学校が2026年4月1日で統合することにより、所要の条例改正をするものです。

192ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容につきましては、別表から小野小学校を廃止することと、条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日に施行することといたしております。

193ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認めます。よって、第118号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第119号議案、豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

幼児育成課、向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） それでは、議案書の195ページをご覧ください。第119号議案、豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、小坂小学校及び小野小学校の統合に伴い、小野放課後児童クラブを廃止しようとするものです。

198ページの条例案要綱をご覧ください。改正の内容は、小野放課後児童クラブを廃止するもので、附則で、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

199ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 異議なしと認めます。よって、第119号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第120号議案、豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

幼児育成課、向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） それでは、議案書の201ページをご覧ください。第120号議案、豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定めようとするものです。

203ページをご覧ください。条例の主な内容につきましてご説明いたします。

第1条で児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする、第2条では、条例に定める基準は、事業等を行う者が暴力団等と関係を有する者であってはならないこと並びに暴力団の支配を受けてはならないことのほかは、内閣府令の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に定められた基準のとおりとすることについて定めております。

なお、この条例は、附則で、令和8年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認めます。よって、第120号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩します。

午前9時47分 委員会休憩

午前9時47分 分科会開会

○分科会長（石田 清） ただいまより文教民生分科会を開会します。

まず、第121号議案、令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、一気に説明をお願いします。

なお、説明は、歳出、続いて、所管に係る歳入、債務負担行為、最後に、地方債の順でお願いします。

なお、質疑は、全部署の説明が終わった後に一括して行います。

それでは、くらし創造部から順次説明をお願いします。

くらし創造部生活環境課、和田課長。

○生活環境課長（和田 哲也） それでは、生活環境課分についてご説明申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。議案書の231ページをご覧ください。（発言する者あり）

○分科会長（石田 清） どうぞ。

○生活環境課長（和田 哲也） 説明欄の下から2つ目の枠の基金管理費のうちの財政調整基金積立金です。60万円の減額となっていますが、このうち生活環境課分については、10万円を増額するものでございます。これは、9月14日にコウノトリ但馬空港駐車場で開催されましたデコトラチャリティイベントの収益金の一部10万円を交通安全対策事業で活用いただきたいということで寄附をいただきましたので、財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、245ページをご覧ください。上の表の説明欄の一番上、斎場管理費です。火葬の際の燃料費等の値上げに対応するため、燃料費を72万

8, 000円、光熱水費を13万6, 000円の合計86万4, 000円を増額するものでございます。

続きまして、真ん中の表の説明欄2枠目をご覧ください。塵芥処理事業費です。北但行政事務組合の令和6年度の決算確定によるものと、新文化会館整備事業で建設予定地だった場所から掘り起こされた残渣を豊岡最終処分場へ搬入、埋め立てたことによりまして、関係市町負担金を精算されたもので、1, 298万円の減額となっています。

続きまして、歳入について説明いたします。225ページをご覧ください。真ん中の表、一般寄附金10万円につきましては、歳出で説明いたしましたデコトラチャリティーイベントの収益金の一部を寄附いただいたものでございます。

最後に、債務負担行為補正についてご説明いたします。211ページをご覧ください。まず、上から5枠目、指定ごみ袋等作製業務で、限度額6, 039万4, 000円としています。ごみ袋の供給が途切れることのないよう、準備時間等も考慮し、2月上旬に入札を行う予定としております。

続いて、6枠目がいただきまして、クリーン作戦水路土砂収集運搬業務でございます。これは、地区等が実施されるクリーン作戦で発生します水路等の土砂を処分する業務でございますが、年度末、年度当初にも切れ目なく業務が実施できるよう、業務の期間を3月から次の年の2月までとする契約を締結するために債務負担行為を設定するもので、限度額を1, 008万2, 000円としています。

生活環境課からの説明は以上でございます。

○分科会長（石田 清） 次、市民部窓口サービス課、谷垣課長。

○窓口サービス課長（谷垣 卓宏） それでは、歳出からご説明いたします。235ページをご覧ください。下の枠の下から4行目、戸籍住民基本台帳事務費679万3, 000円です。2026年5月26日までに振り仮名の届出を行わなかった方について、既に通知を行った仮の振り仮名を市長が職権により戸籍に振り仮名として記載することとなるため、これに対応する機能を戸籍システムへ追加する

もの及び今年度、戸籍システムの標準準拠システムへの移行作業を行っていますが、共同親権の導入を柱とした改正民法が2026年4月1日に施行されることが決定されたため、その内容を踏まえた標準準拠システムへの移行作業に変更する業務委託の費用でございます。

次に、237ページをご覧ください。上から2つ目の枠、人口動態調査費6, 000円は、県からの委託費増額に伴うものでございます。

なお、歳入についても同額計上しておりますが、同様の理由ですので、この後の歳入の説明は省略させていただきます。

続いて、歳入についてご説明いたします。223ページをご覧ください。上から2つ目の枠の1行目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金344万円は、仮の振り仮名を職権記載するための戸籍システム改修費用に係る国庫補助金でございます。

次に、227ページをご覧ください。上から3つ目の枠の雑入の上から8行目、デジタル基盤改革支援補助金335万3, 000円は、戸籍システムの標準化移行に伴うシステム改修費用に係る地方公共団体情報システム機構からの補助金になります。

続いて、債務負担行為の設定についてご説明いたします。211ページをご覧ください。上から8枠目、中段辺り、マイナンバーカードの交付申請支援システムのサポート期間が2025年度で終了いたします。2026年4月以降もマイナンバーカードを円滑に交付・更新するため、今年度中に契約を締結する必要があることから債務負担行為を設定するもので、期間を令和8年度から令和10年度、限度額を528万8, 000円と定めるものです。

窓口サービス課は以上です。

○分科会長（石田 清） では、次に、国保・年金課、坪内課長。

○国保・年金課長（坪内 淳子） それでは、国保・年金課所管分の補正予算についてご説明いたします。

まず、歳出からです。237ページをご覧ください。説明欄下段辺りの国民健康保険事業特別会計

(事業勘定)繰出金の370万円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計への職員給与等繰入金及び今年度の国保財政安定化支援事業繰入金の減額によるものでございます。

続きまして、239ページをご覧ください。説明欄一番上から乳幼児等医療費助成事業費1,181万円、こども医療費助成事業費156万3,000円の増額につきましては、いずれも実績見込みにより補正を行うものでございます。

続きまして、241ページをご覧ください。説明欄一番上の枠内の児童手当給付事務費の44万6,000円につきましては、2024年度の子ども・子育て支援事業費補助金の実績報告に伴いまして補助金を返還することとなったため、補正を行うものでございます。

歳出は以上です。

続きまして、歳入です。223ページをご覧ください。説明欄下段辺りの乳幼児等医療費助成事業費補助金509万5,000円及びこども医療費助成事業費補助金82万3,000円の増額は、いずれも事業費の増額に伴いまして、県基準の対象助成見込額を基に各事業費の補助割合により補正するものでございます。

続きまして、227ページをご覧ください。説明欄下段辺りの後期高齢者医療広域連合返納金828万3,000円は、前年度に後期高齢者医療広域連合に支払いました療養給付費負担金が確定したことによりまして精算返還金を受け入れるものでございます。

国保・年金課からは以上です。

○分科会長(石田 清) では、健康福祉部に移ります。

社会福祉課、梶原課長。

○社会福祉課長(梶原 博和) それでは、健康福祉部社会福祉課の歳出から説明させていただきます。237ページをご覧ください。3つ目の表の一番上の枠の説明欄をご覧ください。12行目の福祉事務所費の12万6,000円の増につきましては、来年度計画期間が終了いたします豊岡市地域福祉計

画の策定を今年度から着手するため、委員謝礼、旅費等を計上するものになります。

次に、239ページをご覧ください。1つ目の表、2つ目の枠の説明欄をご覧ください。1行目の日高健康福祉センター管理費の投資委託料27万5,000円の増につきましては、健康福祉センターのセンター1階の会議室の空調設備が故障しておりますので、2026年度の早い時期に改修工事を実施できるように、今年度中に設計を行うため計上するものになります。

次に、同じ表の3つ目の枠の説明欄をご覧ください。1行目の障害者(児)自立支援給付事業費の国県負担金等精算返納金26万1,000円の増につきましては、過年度における事業所の報酬算定の誤りに係る実績の修正に伴い、国県の負担金を返納するものになります。

次に、243ページをご覧ください。1つ目の表の説明欄をご覧ください。1行目の生活保護措置費の1億1,600万円の増につきましては、今年度生活保護費の執行見込みを勘案し精査したところ、とりわけ医療扶助費が増加しておりまして、予算の不足が見込まれることから増額の補正をするものになります。

続きまして、歳入になります。223ページをご覧ください。一番上の表、生活保護負担金8,700万円につきましては、先ほど説明いたしました生活保護措置費の係る国庫負担金4分の3になります。

続きまして、227ページをご覧ください。3つ目の表、上から2つ目の枠の上から5行目になります事業負担金4万8,000円につきましては、先ほど説明いたしました地域福祉計画に係る謝礼、旅費等に係ります事業負担金、社協さんになるんですが、2分の1の負担金になります。

同じ枠の下から3行目、返納金855万6,000円のうち27万3,000円につきましては、こちらも先ほど説明いたしました障害者(児)自立支援給付事業費の報酬算定誤りに係る事業者からの返納金になります。

続きまして、少し戻っていただきまして、211ページをご覧ください。債務負担行為の補正になります。社会福祉課分の追加のものになります。

上から9番目、地域福祉計画策定支援業務につきましては、先ほど説明いたしました、来年度計画期間が終了いたします地域福祉計画の策定を今年度から着手するに当たりまして、今年度中の策定支援業務につきまして契約を締結する必要があることから債務負担行為を設定するもので、期間を令和8年度、限度額を480万円と設定するものになります。

最後になります、212ページをご覧ください。上から4番目の但東健康福祉センター指定管理料につきましては、先ほど指定管理の指定期間の変更を議案でお願いしまして承認いただいたもので、期間を令和8年度の1か年、限度額を906万4,000円と設定するものになります。

社会福祉課からの説明は以上になります。

○分科会長（石田 清） それでは、高年介護課、定元部次長。

○健康福祉部次長（定元 秀之） 歳出から説明いたします。238、239ページをご覧ください。上段の表の説明欄真ん中の枠、上から4行下、竹野多目的屋内運動広場管理費1万2,000円の増額は、10月4日から最低賃金が改正されたことに伴い、人件費が不足するため指定管理料を補正するものであります。

続いて、下段の表の説明欄1枠目、介護保険事業特別会計繰出金433万6,000円の増額は、この後124号議案で説明いたします介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰入金分であります。

その下の枠をご覧ください。生きがい活動支援通所事業費52万8,000円の減額です。城崎・港地域の生きがい活動支援通所事業は、昨年度までは豊岡市社会福祉協議会城崎支所などが事業者となり実施をしておりましたが、社会福祉法人あまのほ楽々むらが事業者となり、支え合い通所介護事業を実施したため、城崎・港地域の生きがい活動支援通所事業は廃止となりました。

なお、支え合い通所介護事業は、介護特別会計で実施しているため、一般会計にて当初予算に計上いたしました城崎・港地域分の52万8,000円を減額するものであります。

その下の枠、長寿園管理費10万9,000円の増額は、竹野多目的屋内運動広場管理費と同じく、10月4日から最低賃金が改正されたことに伴い、人件費が不足するため指定管理料を補正するものであります。

その下の枠、民間老人福祉施設助成事業費512万6,000円の増額は、市内の一小規模多機能型居宅介護事業所が災害時による停電時にも電力を自力で確保できるよう、非常用自家発電設備を整備するための交付金であります。

なお、この事業に対しては、既に国から補助の内示を受けております。

歳出は以上です。

次に、歳入です、222、223ページをご覧ください。真ん中の表の説明欄、上から2枠目、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等交付金512万6,000円の増額は、歳出で説明しました民間老人福祉施設助成事業費の交付金分で、100%国の補助であります。

続きまして、226、227ページをご覧ください。下から2つ目の表の説明欄2枠目、上から3行目の利用者負担金の13万2,000円の減額は、歳出で説明しましたように、城崎・港地域の生きがい活動支援通所事業を廃止したことに伴う、利用者負担金分の減額であります。

歳入は以上です。

続きまして、211ページをご覧ください。最後に、第3表、債務負担行為補正であります。高年介護課分は212ページとなります。表の上から5行下、竹野多目的屋内運動広場指定管理料（令和7年度追加分）及びその下の長寿園指定管理料（令和7年度追加分）ですが、先ほども説明しましたように、10月4日から最低賃金が改正されたことに伴うものであります。竹野多目的屋内運動広場は、期間が令和8年度、限度額が2万4,000円、長寿園

は、期間が令和8年度から令和11年度まで、限度額は90万6,000円になります。

高年介護課の説明は以上です。

○分科会長（石田 清） では、次に、健康増進課、宮野課長。

○健康増進課長（宮野 千晶） それでは、健康増進課の歳出の補正についてご説明いたしますので、242ページ、243ページをお願いします。下の表の2つ目の枠、生涯健康推進費の人件費ですが、今後の事業の実施見込みにより会計年度任用職員報酬を減額するものです。

その下、健康診査事業費のがん患者アピアランス助成金は、申請件数増加に伴い増額するもの、後期高齢者医療広域連合補助金返納金は、後期高齢者への令和6年度健診事業の精算に伴う返納金になります。

その枠の一番下、後期高齢者医療広域連合返還金は、令和6年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の精算に伴う返還金になります。

一番下の枠、予防接種事業費の業務委託料は、带状疱疹予防接種支出見込みによる増額によるもの、その下、国庫補助金返納金は、令和6年度感染症予防事業の精算に伴うものです。

次に244ページ、245ページをお願いします。一番上の表の2つ目、診療所事業特別会計繰出金につきましては、第120号議案、豊岡市診療所事業特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金になります。

続きまして、歳入ですが、222ページ、223ページをお願いします。一番下の表、2つ目の枠、がん患者アピアランスサポート事業費補助金は、歳出で説明いたしましたがん患者アピアランス助成金に係る県補助金になります。

その下、带状疱疹予防接種助成事業補助金は、任意接種対象者の接種見込みにより減額するものです。

次に、226ページ、227ページをお願いします。2番目の表の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受入れ収入ですが、今後の事業見込み

により減額補正するものです。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、戻っていただいて211ページをお願いいたします。真ん中より少し下、すこやか市民健診業務ですが、健診事業者などの手配が必要なため債務負担を行うものです。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（石田 清） では、次に、こども未来部こども未来課の若森課長。

○こども未来課長（若森和歌子） すみません、失礼しました。

資料は243ページをご覧ください。説明の下の枠、真ん中の中央辺り、母子保健事業費になります。妊婦健診助成金です。執行見込みによる減額となります。妊婦健診助成金については550万9,000円を減額するものです。

次に、国庫負担金等精算返戻金416万2,000円です。国補助金の精算に伴う補正になります。ここには2つの内容が含まれていますが、どちらも2024年度中に概算で受領しているため、精算額との差額を国へ返納するものです。

1つは、出産子育て応援給付金事業で209万5,000円、それからもう一つは、産婦健診助成や産後ケアなどの事業費で206万7,000円の返納金になります。

こども未来課の説明は以上です。

○分科会長（石田 清） 次に、観光文化部に移ります。文化・スポーツ振興課、福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） まず、歳出についてご説明いたします。263ページをご覧ください。上から2つ目の枠、市民会館等自主事業費です。こちら、当初予定していた事業の不採択及び中止に伴い関連経費を減額しております。

続きまして、歳入です。227ページをお開きください。中ほどより少し下です、市民会館入場料の300万円の減額は、歳出で説明しました自主事業費の減額に伴うものです。

続きまして、債務負担行為補正です。211ページをお開きください。上から6段目の子どもたちが

豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業については、令和8年度の事業実施に当たり、委託協議、開催案内などを年度内に着手する必要があるため、694万円の限度額を設定するものでございます。

続いて、212ページの一番上です、文化芸術活動支援補助金については、来年度からの市民会館の休館期間中に、市民による文化芸術活動が停滞することなく継続して行われるよう、これまで市民会館を利用し実施されていた文化芸術活動またはホールを使用する必要がある新たな文化芸術活動を但馬内の施設で実施しようとする市民、団体等に対し、支援を行うため、令和8年度分として限度額500万円を設定するものでございます。

私からは以上です。

○分科会長（石田 清） 次に、文化・スポーツ振興課、小川参事。

○文化・スポーツ振興課参事（小川 一昭） 歳出について説明いたします。231ページ、一番下の枠をご覧ください。城崎国際アートセンターの管理費に係る光熱水費は、例年に比べホールの貸し館利用が増加したことに加え、気温の高い日が続いた影響で空調設備の使用頻度が高くなりました。その結果、光熱水費が増加し、予算額を超過する状況になっており、106万5,000円を計上しております。

また、庁用備品につきましては、衣類乾燥機2台が故障したため、更新費用17万3,000円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。221ページ、下から2枠目をご覧ください。城崎国際アートセンター使用料45万円は、ホールの貸館利用が増加したことによる歳入増です。

223ページ、中ほどより少し上をご覧ください。アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業補助金51万6,000円は、採択額確定による歳入増です。

文化・スポーツ振興課からの説明は以上です。

○分科会長（石田 清） 次に、新文化会館整備推進室、村田室長。

○新文化会館整備推進室長（村田 一紀） 新文化会

館整備推進室からは、債務負担行為の補正となります。211ページをご覧ください。表の最下段、文化会館整備事業について説明をさせていただきます。昨年の市議会で議員の皆様より多くの意見をいただいたことから、市民会館の現状把握を行い、会館施設の躯体調査を実施したところでございます。

現状は、経年に即した劣化状態で、一定の構造的健全性を保ち、調査結果も良好であることから、市として、市民会館は適切に長寿命化改修を行えば、長期にわたる使用は可能と判断したところでございます。

実施しました調査結果やその後の議論を踏まえ、文化会館整備については、市民会館の長寿命化及び機能向上を図ることが最も適当であると結論づけてまいりました。

新文化会館整備に向け、関係者や市民から寄せられた要望等を可能な限り市民会館改修に反映し、よりよい整備内容となるよう努め、市民活動への影響を極力抑えることから、早期の事業推進を図り、整備業務に着手していきたいと考えているところでございます。

提案します業務内容としまして、市民会館文化ホール等では、舞台機構や舞台照明改修など、会館等では防火対策など、長寿命化及び機能向上するに当たり、仮称ではありますが、リニューアル基本設計業務として7,700万円を要求するものでございます。

また、文化会館の建設予定地でありました総合体育館の隣接地の整備として、当該地は学校周辺でもありまして、掘削状態のままでは危険なため、最終的な整備内容の決定に先立ち、整地工事を早急に実施したいと考え、8,500万を要求し、設計業務と合わせ、合計1億6,200万円の限度額と、期間を令和8年度までとする債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上です。これで観光文化部からの説明を終わります。

○分科会長（石田 清） 次に、教育委員会に移ります。教育総務課、川崎課長。

○教育総務課長（川崎 智朗） 初めに、歳出でございます。議案書231ページをご覧ください。下の表の説明欄の真ん中の枠、基金管理費の奨学基金積立金でございます。個人から寄附いただいた35万円を奨学基金に積み立てるものです。

次に、263ページをご覧ください。下の表の説明欄の真ん中の枠、賄用需用費でございます。米代の高騰に伴い、学校給食の提供に係る食材料費を10月分から3月分まで1食当たり、小学校は19円値上げし294円に、中学校は28円増額し341円にすることとし、1,384万3,000円を計上するものでございます。

なお、食材料費増額に伴う保護者負担の増額は行わず、公費負担することとしております。

次に、歳入でございます。225ページをご覧ください。真ん中の表の説明欄の真ん中の枠、教育総務費寄附金85万円は、個人1名及び市内企業1社から、それぞれ35万円と50万円を寄附いただいたものでございます。

個人からの寄附金35万円は、奨学金に活用してほしいとのことから、先ほど歳出で説明しましたとおり、奨学基金に積み立てます。また、市内企業からの寄附金50万円は、竹野学園の教育環境充実のために活用してほしいとのことから、教育施設課所管の小中一貫校整備事業費に充当することとしております。

次に、227ページをご覧ください。下から2つ目の表の説明欄の一番上の枠、学校給食徴収金200万1,000円は、食材料費増額に伴う教職員等からの徴収金でございます。

教育総務課は以上です。

○分科会長（石田 清） 次に、教育施設課、谷口課長。

○教育施設課長（谷口 祥規） それでは、歳出からご説明いたします。231ページをご覧ください。説明欄の2つ目の表の2枠目、下から3行目です。財産管理費、修繕料で114万8,000円を計上しております。こちらのほうは、旧奈佐小学校の高圧ケーブルの損傷が判明したため修繕を行うもの

です。

続きまして、259ページをご覧ください。こちらのほう説明欄の1つ目の表、2枠目、一番下の行です。小中一貫整備事業費の事業用備品費50万円ですが、こちら、先ほどもありました竹野学園の備品購入費として50万円を計上しております。寄附をいただいた50万円を竹野学園の備品購入に充てるものです。

続きまして、歳入です、225ページをご覧ください。説明欄の2つ目の表、1枠目、土地売払い収入です。こちらのほう、教育施設課分として484万6,000円を計上しております。これは、竹野認定こども園前の歩道拡幅による用地買収による費用を収入として計上するものです。

最後に、211ページをご覧ください。債務負担行為の補正です。下から2行目と3行目です。GIGAスクール運営事業費（小学校）ですが、タブレット端末に係る運営支援業務及びクラウド使用料の債務負担行為について1,499万4,000円を計上するものと、同じく中学校で642万6,000円を計上するものです。

こちらのほう債務負担により3月に契約を行い、4月から支援業務が行えるようにするものです。

教育施設課分は以上です。

○分科会長（石田 清） 次に、学校教育課、寺坂課長。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 学校教育課所管分につきまして、歳出、歳入はございません。債務負担行為について説明します。211ページをご覧ください。下から5行目、学習支援ソフト更新です。期間は令和8年度、限度額として579万円を設定しています。これは、昨年度、市内の全小・中・義務教育学校に導入しました学習支援ソフトの利用に係る1年間の更新費用です。

次に、下の行、通学バス運行管理業務です。期間は令和8年度、限度額として79万2,000円を設定しています。これは、中筋小学校で運行している通学用タクシーの運行委託に係るものです。

学校教育課の説明は以上です。

○分科会長（石田 清） 次に、幼児育成課、向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） それでは、幼児育成課所管分についてご説明いたします。

歳出のみになります。241ページをご覧ください。説明欄、上から3枠目、私立保育園等振興事業費773万1,000円、こちら認可保育所等運営支援事業補助金につきまして、その中に特別の支援が必要な児童の受入に伴う保育士等の人件費に対して支援する障害児保育支援事業というのがあります。この事業は、障害者手帳など障害の程度が分かるものを所持している児童を受け入れており、そのための職員を配置している園を対象に補助金を支給するものです。

近年、早期から療育を受ける児童が増加しており、当初の見込み以上にこの補助金の要件に合致する対象児童が増加したことによる補助金額の増加になります。

教育委員会の説明は以上です。

○分科会長（石田 清） 全ての説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ、岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ちょっと確認させてもらいます。

239ページの高年介護課の中の説明の中で、福祉施設が自家発電の機器っていうかシステムを導入されるということでしたけども、この福祉施設の大きさってというのはどれぐらいのところなんでしょう。施設の大きさが500万の何か自家発電の機械を入れますということですけども、施設の大きさはどれぐらいの施設で、それで十分対応できるんかどうか。

○分科会長（石田 清） 定元部次長。

○健康福祉部次長（定元 秀之） こちらのほうは、具体的には、去年、造りました小規模の銀ちゃんの家というサテライトのところであります。

すみません、今、規模数、ちょっと今分かっていません、申し訳ありません。また分かりましたら報

告させていただきます。（「隣のところです」と呼ぶ者あり）

その隣のところのサテライトというので、今年正法寺のほうに造りましたので、そちらのほうになります。

○委員（岡本 昭治） 後からで結構です。

○委員（岡本 昭治） はい。

○分科会長（石田 清） 分かりました。

ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

賛否の確認をいたします。

本案について、賛成とする方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（石田 清） 全員賛成と認めます。

それでは、ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言をお願いします。

ないようですので、この後の第120号議案から委員会審査に関係しない当局の皆さんについては、退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

分科会を暫時休憩します。再開は10時35分からです。

午前10時26分 分科会休憩

午前10時33分 委員会開会

○委員長（石田 清） 委員会を再開します。

まず、第122号議案、令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、坪内課長。

○国保・年金課長（坪内 淳子） それでは、283ページをご覧ください。第122号議案、令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。本案は、第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ723万7,000円を増額し、総額を86億8,204万5,000円とするものでございます。

また、第2条では、債務負担行為の追加をしてお

ります。主な内容につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、294、295ページをご覧ください。まず、歳出ですが、総務費の補正は、人件費の減額、第三者行為損害賠償請求償業務の委託料及び制度改正に伴う基幹システムの改修委託料を増額しようとするものでございます。

次に、基金積立金は、財政安定化支援事業繰入金の減額に伴いまして、歳入歳出額により減額調整するものでございます。

続きまして、歳入です、292、293ページをご覧ください。国庫支出金につきましては、制度改正に伴う基幹システム改修に関わる国庫補助金等の増額を行うものでございます。

繰越金につきましては、総務費及び保健事業費に対応する職員給与費等繰入金並びに本年度の財政安定化支援事業繰入金の確定による減額を行うものでございます。

最後に、債務負担行為の補正です。286ページをご覧ください。特定健康診査業務としまして、毎年実施しておりますすこやか市民健診について、令和8年度の事業実施に当たりまして、本年度中に契約を締結する必要があることから債務負担行為を追加するものでございます。期間を令和8年度、限度額を3,226万5,000円と定めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認めます。よって、第122号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第123号議案、令和7年度豊岡市後期高

齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保年金課、坪内課長。

○国保・年金課長（坪内 淳子） それでは、299ページをご覧ください。第123号議案、令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ356万3,000円を増額し、総額を15億8,485万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、310、311ページをご覧ください。まず、歳出ですが、総務費の補正は、制度改正に伴うシステム改修委託料を増額するものでございます。

次に、歳入です。308、309ページをご覧ください。歳出における総務費に対応しまして、国庫補助金の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認めます。よって、第123号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（石田 清） 次に、第124号議案、令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、定元部次長。

○健康福祉部次長（定元 秀之） 議案書の313ペ

ページをご覧ください。第124号議案、令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万6,000円を追加し、総額をそれぞれ106億3,285万1,000円とするものであります。

主な内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。まず、歳出です。324、325ページをご覧ください。上段の表、総務費の443万3,000円の増額、中段の地域支援事業費、一般介護予防事業費の12万6,000円の減額、また、326、327ページへと続きます下段の表、地域支援事業費、包括的支援事業、任意事業費の2万9,000円の増額、いずれにつきましても人件費の調整であります。

次に、歳入です、322、323ページをご覧ください。繰入金の433万6,000円の増につきましては、先ほど説明いたしました総務費及び地域支援事業費の保全によるものです。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認めます。よって、第124号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後になります。第125号議案、令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） それでは、議案書

の331ページをご覧ください。第125号議案、令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万5,000円を追加し、総額をそれぞれ3億1,901万1,000円とするものでございます。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、342ページ、343ページをご覧ください。まず、歳出ですが、4款高橋診療所費の医業費については、医療施設等設備整備費補助金の減額による財源更正によるものです。

5款但東歯科診療所費の施設管理費については、診療人数の増加に伴う診療業務委託料の増額、また、医業費につきましても診療人数の増加に伴う歯科技工業務委託料の増額によるものです。

次に、歳入について説明いたしますので、戻っていただいて340ページ、341ページをご覧ください。4款高橋診療所費収入の県補助金については、歳出で説明した整備費補助金の減額によるもので、一般会計繰入金の増額については、県補助金の減額に伴い一般会計から繰入れを行うものです。

5款但東歯科診療所収入の外来収入については、歳出で説明した診療人数の増加により増額するもので、一般会計繰入金については、外来収入増に伴い減額するものです。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 異議なしと認めます。よって、第125号議案は、原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。

○委員長（石田 清） それでは、ここで、報告事項のある部署を除いて、当局の職員さんにつきましては、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

委員会を暫時休憩します。

はい。

○健康福祉部次長（定元 秀之） ちょっとすみません。先ほどちょっと答弁のほうを保留していましたから。

○委員長（石田 清） ちょっと、そしたら定元部次長。

○健康福祉部次長（定元 秀之） 先ほど一般質問のほうで答弁保留をさせていただきました件で説明をさせていただきます。

先ほど岡本委員のほうから質問がありました非常用自家発電の場所ですが、先ほども説明しました銀ちゃんの家というところの施設であります。私、正法寺というふうに言っておりましたが、申し訳ありません、間違っておりました。隣の泉町の、施設になります。

定員につきましては29名で、通いが18名、宿泊が7名のところであります。

こちらのほうにつきましては、国のほうが773万円を上限として施設のほうの自家発電を見ております。先ほど説明しましたように、見積書のほうで512万6,000円という見積書が出てきましたので、予算の範囲内でこちらのほう事業をさせていただくというものであります。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） よろしいですか。

○委員（岡本 昭治） はい、ありがとうございます。

○委員長（石田 清） ありがとうございます。

それでは、当局の職員さんについては退席していただいて結構です。

改めて、委員会を暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○委員長（石田 清） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

議事順序を変更し、4の報告事項に入ります。

健康福祉部、高年介護課及び健康増進課からそれぞれ報告事項があります。

資料は、皆さんのフォルダーの中に入ってますね。今日のフォルダーの中の、また報告事項のフォルダーが入ってますので。（「オーケー」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 清） オーケー。（発言する者あり）

出ましたか。

それでは、高年介護課及び健康増進課からそれぞれ報告をお願いします。

初めに、損害賠償請求事件の判決についてです。

高年介護課、木内参事。

○高年介護課参事（木内 純子） 損害賠償請求事件の判決について報告させていただきます。

豊岡市地域介護拠点整備費補助金等の不正受給により本市に損害を与えた者に対し、本年6月議会での議決後、8月27日付で損害の賠償を求める訴訟を提起し、11月13日の口頭弁論を経て、12月11日に判決が言い渡されましたので報告いたします。

1番目の訴訟内容です。被告は、株式会社げんき元代表取締役の●●です。

(2) 請求内容です。会社法429条1項または民法709条に基づく損害賠償請求権として、下記のアからオの補助金2件、介護給付費2件、外出支援サービスに係る助成金、合計2,901万3,129円とそれらに係る遅延損害金を支払うように求めました。

2、口頭弁論です。11月13日木曜日に行われました。出頭者は、原告側は豊岡市顧問弁護士、被告側は欠席でした。答弁書が提出されましたが、答弁書の内容において、事実関係を大きく争う趣旨はあまり見えないとのことで、当日結審となりました。

3番目、判決言渡しです。12月11日に行われました。判決の内容は、訴えのとおり、被告は全額

支払いを命じられました。

なお、仮執行宣言が付されました。

4、今後の方向性です。仮執行宣言に基づき判明している資産について、速やかに強制執行を行う方向で弁護士と協議いたします。その他の財産についても、財産開示手続、差押え等により債権回収を進めていく予定としております。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 報告は終わりました。

委員の皆さんで、特に質問等があればお願いします。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） それでは、続いて、豊岡市地域医療計画についてです。

説明をお願いします。

健康増進課、宮野課長。

○健康増進課長（宮野 千晶） 豊岡市地域医療計画の素案につきまして、要点をご報告させていただきたいと思っております。資料よろしいでしょうか。

○委員長（石田 清） はい。

○健康増進課長（宮野 千晶） まず、第1章の計画の概要から順に説明させていただきます。

1、計画の趣旨・背景ですが、診療所の閉院や医療従事者の不足により、供給不足の進行が想定されています。このため、誰もが住み慣れた地域で適切な医療を受けられる体制を将来にわたって維持・確保することを目的に地域医療計画を策定することとしています。

2番の計画の位置づけです。豊岡市基本計画と整合性を図りながら推進していきたいと思っております。

3番の計画期間です。2026年度からの10年間としておりまして、中間年度に検証・見直しをする予定としております。

4番目の計画の策定と今後のスケジュールですが、豊岡市医師会等代表者、合計9名の委員様に意見等を伺って開催をしております。現在、第3回まで委員会のほうが開催終わっておりまして、12月18日、今週になりますが、第4回の委員会を開催

することとしております。こちらのほうは傍聴のほうができます。また皆様のほうにも、本日を目途にご案内を送付させていただく予定としております。

今後のスケジュールですが、2026年、必要に応じて第5回委員会を開催する予定としておりまして、その後、パブリックコメントを経て、計画策定を3月に予定しております。

次に、第2章になります。豊岡市の人口、高齢者の推移と見通しですが、1の人口高齢化の見通しです。2つ目の黒ポツになりますが、65から74歳は減少に転じる一方、75歳以上の後期高齢者は増加傾向で、高齢化率は一層上昇する見込みとなっております。

次に、第3章になりますが、豊岡市の医療需要及び医療提供体制の現状・見通しと課題になります。

1、医療需要の現状・見通しになります。1つ目のポツで、医科は減少傾向にありまして、歯科は、受診件数は増加傾向にある一方で、市内歯科診療所分は緩やかな減少傾向となっております。

次、2つ目のポツになります。往診、訪問診療と歯科訪問診療は、利用者の9割が後期高齢者となっております。医科訪問診療では、高齢者介護施設等の訪問、看取りが増加しており、また、歯科訪問診療は、市外医科機関への依存度、特定市外医療機関への集中によって脆弱性が懸念されております。

次に、最後のポツになりますが、オンライン診療、医科につきましては、市国保による市外医療機関の利用割合が大きく伸びておりますが、市内医療機関の利用は減少傾向にあります。

次に、2番目の医療提供体制の現状、見通しと課題になります。1つ目のポツの上から3つ目の丸になりますが、アンケートに基づく推計では、医科診療所は47施設から5年後は37、10年後は29施設になるとなっております。歯科のほうにつきましては、24施設から5年後22施設、10年後20施設となっております。

次の丸になりますが、医師の7割が60歳以上で、歯科医師についても半数が60歳以上、後継者不足・確保というのが、医療承継が行われない場合、

地域の医療空白につながるものが懸念されております。

その次の2つ目のポツですが、介護・看護職、歯科衛生士等の人材確保も困難な状況になっております。

次に、市立診療所、休日診療所の状況になりますが、市立医科診療所というのは4施設ございますが、2024年度の1日当たりの診療人数が17人で、2014年度から2割減少しております。実質収支につきましては9,000万超の赤字となっておりまして、需要減の中、現状維持というのは大変大きな課題になっております。特に但東地域については、需要のほうが大幅な減がありまして、先行的に検討していく必要があるかなと思っております。

休日診療所につきましては、1日当たりの診療人数が18人で、2024年度から3割減少している状況になっています。

その下の市立但東歯科診療所につきましては、週1回の開催になっておりますが、1日当たりの診療人数が26人で、2029年度からは3割増加ということになっております。

次の黒ポツになります救急医療の状況ですが、公立豊岡病院の外来、救急外来につきましては、軽症者の集中によって、真に救急医療を必要とする患者への影響が懸念されております。

その下の訪問看護ステーションの状況ですが、アンケート実施時点では13事業所ございましたが、その後、1事業所が開設、また、アンケートの結果からは、1事業所が5年以内の廃止を検討されておりますので、実質プラス・マイナス・ゼロの状況になっております。

ここまでの第3回の委員会で委員さんのほうから報告させていただいた内容、意見をいただいた内容になっておりまして、第4章からが次の委員会で皆さんのほうに意見を伺う内容になっております。

基本方針と想定される対応策、詳細については別途添付しております。

こちらの対応策につきましては、5つの基本方針を定めております。医療提供体制の維持・確保とし

まして、地域医療提供体制を将来にわたり維持・確保し、医療需要ギャップを緩和するとしております。

方針の2つ目、安全安心な治療機会の確保としまして、誰もが必要なときに必要な医療機関を受診できる環境を整えて、また、救急外来の適正運用を図るとしております。

方針3つ目、在宅医療、訪問看護の持続可能性の確保としまして、独居・老老世帯でも在宅医療が継続できる環境づくりを進めること。また、夜間看取り期の体制整備による担い手の負担軽減を図るとしております。

方針4つ目、オンライン診療の基盤整備と普及としまして、移動負担の軽減や慢性疾患の継続診療等を支えるとしております。

方針の5つ目、市立診療所の維持可能性の確保としまして、地域の受診機会と医療の質・安全を確保し、民間医療機関との役割分担を踏まえて、その機能・体制を適宜見直しながら、市全体の医療提供体制を持続可能な形で補完するとしております。

第5章が推進体制としまして、来年度以降、第4章で示した方向性を踏まえて、仮称ではございますが、豊岡市地域医療計画推進委員会の中で意見交換、情報共有を図りながら、段階的に取組を進めたいと思っております。

報告のほうは以上です。

○委員長（石田 清） 報告は終わりました。

委員の皆さんで、特に質問等があれば伺います。どうぞ、岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 2ページ目のところです。ちょっと十分できてないかも分かりませんが、第3章のところの歯科のほうの入院外来施策とその動向なんですけどね、市外と市内になってますけども、これ市外への依存度が高くなっていて、市内が減ってる表になってると思うんですけども、これの何か大きな理由っていうのが分かるんでしょうか。

○委員長（石田 清） 宮野課長。

○健康増進課長（宮野 千晶） 恐らくなんですけど、市内の市民の皆様が豊岡市内の歯科診療所を受診することなく、例えば大阪だったり、神戸だったり、

鳥取だったり、朝来だったりっていう市外の受診をされる機会が増えてきてると推察されます。

以上です。

○委員長（石田 清） はい。

○委員（岡本 昭治） それは、一般的な歯の治療とか、そういうこと以外ということなのか、一般的な歯の治療の中でそういう傾向が見れるということなんでしょうか。

○委員長（石田 清） 宮野課長。

○健康増進課長（宮野 千晶） 診療の内容についてまでは把握はしてなくて、レセプトのほうで点数として把握してる内容になりますので、診療の内容につきましてまでは、ちょっと把握はしていません。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。

○委員長（石田 清） ほかにありませんか。

○健康増進課長（宮野 千晶） すみません、ちょっと補足させてください。

○委員長（石田 清） はい。

○健康増進課長（宮野 千晶） 訪問の診療につきましては、豊岡市以外に香美町と八鹿のほうに訪問診療をされてる事業所がございますので、診療所がございますので、そちらから豊岡市に来られる方が多いという状況になります。ちょっと訂正させていただきます。

○委員長（石田 清） よろしいですか。

○委員（岡本 昭治） はい。

○委員長（石田 清） それでは、健康福祉部の皆さんにつきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

以上で、全ての報告事項は終わりました。

委員会を暫時休憩します。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 01 分 再開

○委員長（石田 清） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次第の（2）意見・要望のまとめです。

まず、アの委員会意見・要望のまとめについて、取りまとめに入ります。

本日、委員会において審査しました議案について、当委員会の意見・要望として委員長報告に付すべき内容をご協議いただきたいと思います。

ありませんか。（「なかったんじゃないか」と呼ぶ者あり）

特に発言としてはなかったですけどね。

それでは、今、協議いただきました委員会意見・要望を含む委員長報告の案文については、意見・要望はなかったんですが、委員長報告の案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） 異議なしと認め、そのように決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午前 11 時 02 分 委員会休憩

午前 11 時 02 分 分科会開会

○分科会長（石田 清） 分科会を再開します。

次に、分科会意見・要望の取りまとめに入ります。

当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容についてご協議いただきたいと思います。

本日分科会で審査いたしました第 121 号議案、令和 7 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）について、分科会意見・要望についてのご発言があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（石田 清） 特になかったです。

それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望、これはなかったんですが、を含む分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（石田 清） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで、分科会を閉会します。

午前 11 時 03 分 分科会閉会

午前11時03分 委員会開会

○委員長（石田 清） 委員会を再開します。

次に、協議事項（3）番、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

Side Books上の本日のフォルダー内、委員会資料4ページをご覧ください。11月17日の委員会において協議いただきました重点調査事項について、ご確認をお願いします。

議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、（4）番、来年度の委員会管外視察研修についてを議題といたします。

ア、日程ですが、例年5月に実施しており、実施日程を協議いただきたいと思います。

まず、事務局から資料の管外行政視察研修日程検討資料について説明をお願いします。

はい。

○事務局主幹（中川 光典） Side Booksのほうをご覧いただきたいと思います。Side Booksの06、管外視察研修日程検討資料というものがありません。カラーで入っているものです。こういったカレンダー形式で入っております。

今、委員長のほうからありましたとおりですが、例年5月に視察研修を行っております。カレンダーのほう色分けしておりますけども、グリーンで染めたとところがあります。具体的には、第3週の11日から第4週の21日の木曜日までグリーンで染めております。この辺が視察研修に適しています。2泊3日ですので、必ず連続する3日間を確保していただく必要がありますが委員の皆様のご予定を伺いまして最終決定をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。以上です。

○委員長（石田 清） それでは、5月の11日から21日、土日は省きますが、その間で2泊3日の日程での管外視察研修を予定したいと思いますが、

皆さん、まだ。（「予定は入ってません」と呼ぶ者あり）

特に今のところでも都合が悪い日ってありますか。

特になければ、もう最初の3日、11、12、13、相手さんが不都合だということだったら、もう1日ずつずらしていくような格好でしかできんと思いますので、それで、なるべく早く取って、相手さんが都合が悪いということであれば1日ずらしていくとかいう形でどうでしょうかという協議をしてみただけであればありがたいなど。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ということで、まず、だから、第1候補としては11、12、13ですね。予備日程として、12、13、14という形でずらしていくと。

ほんで、今後、不都合が起きない限りはこの日程で実施したいと思いますので、委員の皆さんは予定の確保をお願いします。

次に、視察内容ですが、資料として、これまでの管外視察実績を添付しております。管内視察のものと管外視察のものと表と裏ありますが、管外視察資料の実績を添付しておりますので、視察内容や視察先についてご協議いただきたいと思います。ご意見等をお受けします。

委員会を暫時休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開

○委員長（石田 清） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

では、一応、まず、テーマとしては医療の関係、そして、どこにどういう施設があって、どういう業務を行われとるかっていうことも分らんので、もし皆さんで思いついたところがあれば、閉会日までに、そういう具体的な名前も出しての絞り込みをしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。事務局のほうに連絡してください。

それでは、視察内容についてはこの程度にとどめさせていただきますと思います。

最後に、その他についてですけどね、これ難しい話なんけども、過日の議会運営委員会において、副議長から発言が、こんな発言がありました。今期の委員会において、重点的に取り組むテーマを1つか2つ決めて、それを中心に取り組んでいってはどうか。各委員会の判断であり、強制ではないというようなお話があって、せっかく委員会を構成するのに、議案審議だけに絞り込んでしまうのはもったいないよねっていう素朴なものなんでしょうけども、ただ、実際やるとなれば、こういう委員会としてチームでやるとすれば、議案審議とは別に出てこなきゃいけないというようなこともありますし、皆さんの負担がどれだけのなか。あるいは、テーマだけ皆さんとこんなことを、いろんな自分だけの角度で調べながら、資料整理したり、ちょっとした報告をしたりというような中で、メールのやり取りぐらいで、1回ぐらいは集まって、そのことだけを議論しなきゃいけないと思うんですけども、度々集まって、研究会みたいなことをするっていうことも大変だなというふうに思ってみたりするんですけどね。

はい。

(「委員長が何を言っているのか全然分からないんですが、意図が」と呼ぶ者あり)

○事務局主幹(中川 光典) 今は休憩中ということでもよろしいでしょうか。

委員会中であれば、発言の際は氏名を名のっていただきたい。録音して記録を取りますので。

○委員長(石田 清) あまり委員会中という認識はなかったの。ちょっとまた、この件はちょっと……。

○事務局主幹(中川 光典) 発言者の挙手や指名がない場合の発言については暫時休憩を取っていただいての進行をお願いしたいです。

○委員長(石田 清) この件、ちょっと暫時休憩でやるという。

午前11時17分休憩

午前11時23分再開

○委員長(石田 清) じゃあ、それでは委員会を再開します。

過日、議会運営委員会副議長から発言があったことなんですけども、今期の委員会において、重点的に取り組むテーマを1つか2つ決めて、それを中心に取り組んでいってはどうかというような、これは各委員会の判断ですが、強制でもないということなんですけども。

それでは、先ほどから意見が出てましたように、医療を中心に、下調べを調べてきて、それで、先進視察までつないでいく中でいろいろ勉強してみようというようなことで、これでもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(石田 清) じゃあ、そういうふうにご決定させていただきます。

ほかにありませんか。特に今、発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(石田 清) 特にないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時23分閉会
